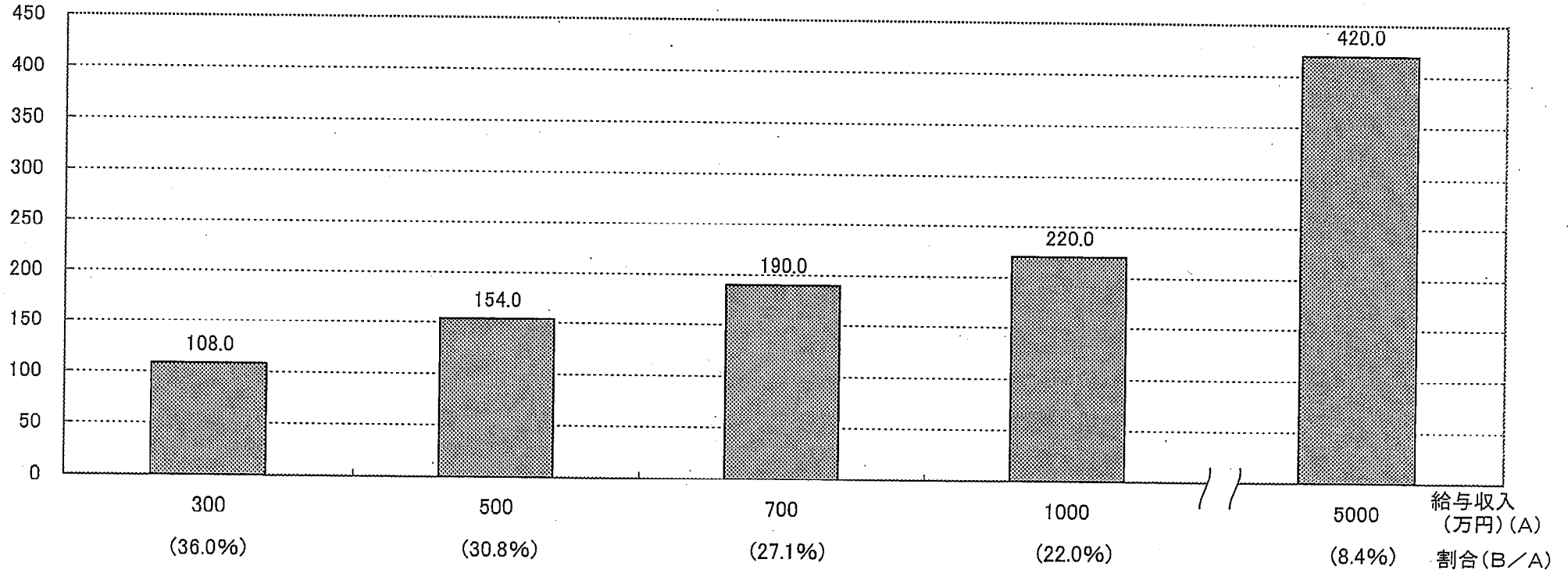


給与所得控除

○ 給与収入に応じた給与所得控除額

控除額(万円) (B)



○ 給与所得控除制度の概要

給与収入	控除率
	(最低65万円)
180万円以下の部分	40%
360 //	30%
660 //	20%
1,000 //	10%
1,000万円超の部分	5%

○ 給与総額に対する給与所得控除総額の割合

給与総額(A)	給与所得控除総額(B)	割合(B/A)
212.6兆円	61.2兆円	28.8%

(備考 平成15年度予算ベース)

勤労者世帯（標準世帯）の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調（平成13年）

この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している。）。
したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

年間収入5分位階級	年間収入額 (A)	年 間 支 出 額								(B)
		衣 料 品	身の回り品	理容・洗濯	文 具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計 (B)	(A)
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
I (~ 461)	4,284	11,481	7,578	9,293	1,112	34,054	193,225	5,303	262,046	6.1
II (~ 586)	5,270	20,744	10,556	12,838	1,861	49,926	218,439	15,049	329,413	6.3
III (~ 697)	5,916	19,793	12,103	17,776	2,182	56,301	266,121	19,042	393,318	6.6
IV (~ 863)	7,031	28,330	14,342	20,937	2,260	61,071	345,633	23,789	496,362	7.1
V (863~)	9,831	53,227	21,662	31,662	2,226	89,783	432,597	21,645	652,766	6.6
平 均	6,467	26,715	13,248	18,495	1,928	58,228	291,203	16,966	426,783	6.6
支 出 品 目 別 内 訳		背広服、男子用コート 男子用ズボン、ワイシャツ、他の男子用シャツ	男子用靴下 男子靴、傘 ネクタイ、他のバック	理髪料、洗濯代	筆記・絵画用具	新聞、教科書・学習参考教材、書籍	こづかいの内訳は不明 他の項目に入るべき支出も含まれている可能性がある。			

- (備考) 1 この表は「家計調査」（総務省統計局）の「4人世帯（有業者1人）年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

主要国における給与所得者を対象とした必要経費等控除制度の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
概 算 控 除	給与所得控除（定率） 給与収入に応じ、5段階の控除率（40%～5%）を適用 最低 65 万円	概算控除（定額） 7,850ドル（94.9 万円） （夫婦共同申告の場合） （注）概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。	なし	被用者概算控除（定額） 1,044 ユーロ（12.4 万円） （注）被用者概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。 特別支出概算控除（定額） 36 ユーロ（0.4 万円） （注）特別支出概算控除は、被用者概算控除に加え、一定の経費（研修費等）の実額控除に代えて選択することができる。	必要経費概算控除 （定率・上限あり） 給与収入（社会保険料控除後）の10% 最低 370 ユーロ（4.4 万円） 上限 12,437 ユーロ（148.0 万円） （注）必要経費概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。 給与所得控除（定率・上限あり） 実額控除又は必要経費概算控除に加えて、当該控除後の所得の20% 上限 22,780 ユーロ（271.1 万円）
給与所得者の必要経費の実額控除	※ 特定支出控除 （下記の特定支出額が給与所得控除を超える部分）	下記の費用について実額控除可（高額所得者には控除額の減額措置あり）	下記の費用について実額控除可	下記の費用について実額控除可	下記の費用について実額控除可
通 勤 費	・通勤に通常必要な運賃	—	—	・通勤に通常必要な運賃（自動車等による場合は限度あり）	・通勤に通常必要な運賃
転 勤 費	・転勤に伴う転居のために通常必要な運賃 ・宿泊費 等	・転勤費用	・転勤費用	・転勤費用	・転勤費用
旅 費 等	・単身赴任者の帰宅旅費 （職務上の旅費は非課税）	・職務上の旅費	・職務上の旅費	・職務上の旅費 ・単身赴任者の帰省費 等	・職務上の旅費
資格取得費、研修費、図書費	・研修費（職務の遂行に直接必要な技術又は知識習得のためのものに限る） ・資格取得費（職務に直接必要な資格取得の費用に限る）	・研修費（職務上必要（雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため等）な技能の維持向上を目的とするものに限る） ・図書費（職務上必要（雇用主の要求がある場合等）な定期刊行物の購読費に限る）	—	・研修費（職業上の要請に応じるために必要な知識を習得するためのものに限る） ・図書費（専ら職務遂行上必要な専門書等の購入費に限る）	・資格取得費（職業上の資格取得、学位論文の準備、印刷に関する費用に限る） ・図書費（職業上必要な書籍等の購入費に限る）
衣 服 費	—	特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限る	職業上必要とされる特殊な衣服の費用に限る	職場のみで着用される職業用の衣服の費用に限る	特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限る
そ の 他	—	・交際費（雇用主が負担を要求したことを証明した場合（支出額の50%を限度）に限る） ・一定の職業上の団体の会費	・一定の職業上の団体の会費（労働組合費は除く）	・交際費（取引観念上適当であり、かつその理由と額が書面により証明される場合（支出額の80%を限度）に限る） ・一定の職業上の団体の会費	・交際費（職業遂行上必要なものに限る） ・労働組合費

（注）邦貨換算レート：1ドル＝121円、1ユーロ119円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成14年6月から11月の間における実勢相場の平均値）。

退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

勤続年数20年まで	1年につき40万円
-----------	-----------

勤続年数20年超	1年につき70万円
----------	-----------

所得税額 = 退職所得の金額 × 税率

個人住民税額 = 退職所得の金額 × 税率 (ただし、当分の間は左の算式により得られた税額からその10分の1相当額を控除)

○退職所得控除額の主な沿革

年分	控除の内容
昭和25年	収入の15% (変動所得として5年間の平均課税)
27年	15万円 (半額分離課税)
34年	勤続年数のうち { 40才までの年数 1年につき 3万円 { 40才超50才までの年数 " 4万円 { 50才超の年数 " 5万円 最低20万円、最高100万円、障害退職加算50万円
36年	最高限度 廃止
42年	勤続年数 { 10年まで 1年につき 5万円 { 10年超20年まで " 10万円 { 20年超30年まで " 20万円 { 30年超 " 30万円 最低20万円、障害退職加算50万円
50年	勤続年数 { 20年まで 1年につき 25万円 { 20年超 " 50万円 最低50万円、障害退職加算100万円
平成元年 (63.12改正)	勤続年数 { 20年まで 1年につき 40万円 { 20年超 " 70万円 最低80万円、障害退職加算100万円

退職年金制度を有する企業の形態別構成比

(単位：%)

企業規模	全企業に対する退職金制度採用企業の割合	計	退職一時金制度のみ	退職年金制度のみ	退職一時金と退職年金制度を併用する	
			企業	企業	企業	
計	昭和 60 年	89.0	(100.0)	51.9	14.3	33.8
	平成 元	88.9	(100.0)	49.3	11.3	39.3
	5	92.0	(100.0)	47.0	18.6	34.5
	9	88.9	(100.0)	47.5	20.3	32.2
1,000人以上	60	99.9	(100.0)	18.1	10.1	71.8
	元	99.5	(100.0)	13.6	12.5	73.9
	5	99.7	(100.0)	10.6	19.8	69.6
	9	99.5	(100.0)	9.6	22.7	67.7
300~999人	60	98.5	(100.0)	32.0	16.8	51.1
	元	98.6	(100.0)	26.9	16.4	56.7
	5	98.7	(100.0)	19.4	26.4	54.2
	9	97.7	(100.0)	17.6	31.2	51.3
100~299人	60	94.9	(100.0)	40.4	17.0	42.5
	元	94.1	(100.0)	40.8	13.0	46.2
	5	95.2	(100.0)	37.7	21.6	40.7
	9	95.9	(100.0)	35.2	23.1	41.7
30~99人	60	86.1	(100.0)	58.8	13.3	27.8
	元	86.1	(100.0)	55.7	10.2	34.0
	5	90.1	(100.0)	54.3	16.7	29.0
	9	85.7	(100.0)	56.1	18.2	25.8

(退職年金制度がある企業)

(備考) 厚生労働省「賃金労働時間制度等総合調査」より作成。

(注) 企業規模は、同一企業に属する従業員数による。